

快適な生活を

市では、快適で住みよい生活環境を守るため、公共下水道の整備と普及を進めています。今号では、排水設備工事の進め方や受益者負担金などの紹介と、4月1日から新たに下水道が利用できる区域をお知らせします。

問合せ先

下水道管理課普及促進担当 (☎65・2191 / 水道庁舎内)
下水道管理課管理担当 (☎65・2189 / 水道庁舎内)

下水道が整備されると受益者負担金がかかります

下水道施設は、道路や公園のように誰もが利用できるものではなく、下水道整備が完了した区域の方から順番に利用できるものです。下水道整備には大変な時間と費用がかかります。そのため、利益を受けられるようになった区域の土地所有者などに建設費の一部を負担していただく受益者負担金制度を実施しています。下水道を利用できるようになった区域から、順次、受益者負担金の通知を送付しますので、納付をお願いします。

雨水貯留浸透施設設置奨励補助制度のご利用を

雨水貯留浸透施設を設置する方に、その費用の一部を補助します。雨水の流出を抑え、地下水として利用することで、自然環境の保全と回復を目指します。

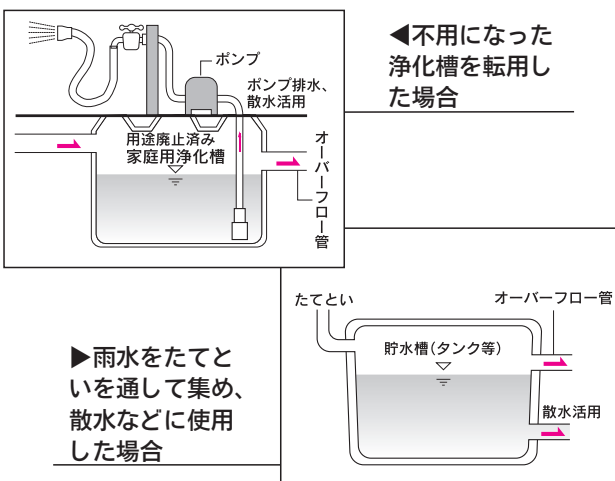
補助対象 雨水貯留槽（雨水タンク）、既存浄化槽転用雨水貯留槽、雨水浸透ます、雨水浸透管、浸透側溝、透水性舗装など

補助対象区域 市内全域（一部除外区域あり）

補助金額 工事費の3分の2の額（補助限度額は10万円）

その他 施設の管理に関する協定を市と締結することが必要です。ただし、補助を受けた施設は、締結後7年が経過するまで廃止できません。

◆雨水貯留浸透施設の例



排水設備工事の進め方

新たに下水道が利用できる区域(次ページ参照)にお住まいの方は、下水道本管への接続工事を行っていただくことになります。その進め方を簡単に紹介します。

①工事店を決める

市が指定している工事店から選んでください。見積金額を見て、自己資金でできるか、下記の融資あっせん制度を利用するか判断してください。

②市へ工事を申請する

指定工事店が市へ申請します。その際に、工事の予定期間を記入していただきます。

③市の検査を受ける

実際の工事は2日程度で終わりますが、使用開始時に市の完了確認が必要です。検査当日は立ち会いをしていただきます。また、検査時に、下水道使用料について説明します。

④使用料の賦課確認を

上水道の検針は、2か月に1回行います。その際に交付される「使用水量のお知らせ」に下水道使用料の予定額が記載されていますので確認してください。

水洗便所改造資金融資あっせん制度のご利用を

下水道に接続するための排水設備工事費（台所や風呂、洗濯、トイレなどから出る汚水を下水道に流すための宅地内工事）を一度に負担することが困難な方のために、改造資金の無利子融資をあっせんする制度があります。これは、元金を毎月返済していただき、市が金融機関へ利子を支払う制度です。

融資対象となる工事と融資限度額

- ①くみ取り便所を水洗便所に改造し、排水設備を下水道に接続する工事…1件につき50万円
 - ②し尿浄化槽を廃止し、排水設備を下水道に接続する工事…1件につき50万円
- ※くみ取り便所または、し尿浄化槽が1か所増えるごとに10万円を加算した額が限度です。

申込方法 下水道接続工事をするときに、市が指定した排水設備指定工事店を通じて申し込んでください。

返済方法 融資を受けた翌月から50か月以内の元金均等月賦償還です。

▶50万円の場合…月1万円を50か月で償還

●私たちの大切な下水道 マナーを守って使いましょう●

下水道の本管が詰まり、マンホールから汚水があふれて下水道が使用できなくなったり、マンホールポンプが故障したりしています。主な原因は、水に溶けにくいティッシュペーパーや紙おむつ、生理用品などが本管に付着して流れを阻害したり、家庭などから流される油類が

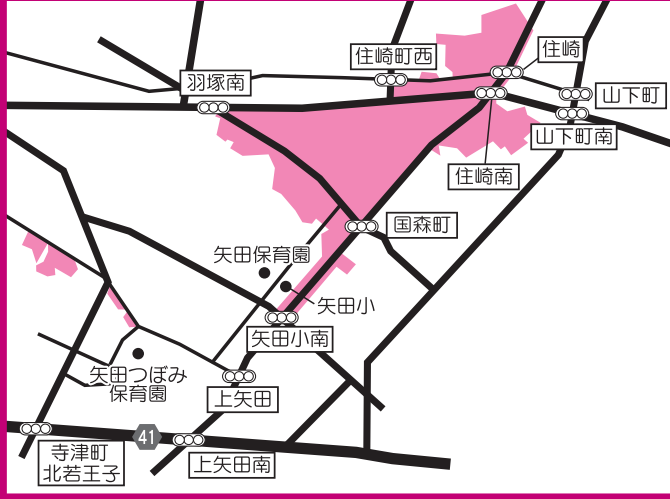
固まって管をふさいだりするためです。また、ハンカチやタオル、おしぼりなどが流れに支障をきたすこともあります。下水道は私たちの生活になくてはならないものです。常に下水がスムーズに流れるよう、マナーを守って大切にしてください。

新たに公共下水道が利用できる区域

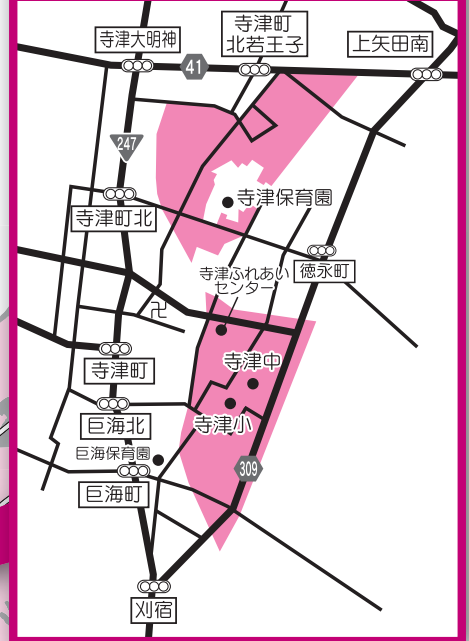
下水道法第9条第1項の規定に基づき、公共下水道が利用できる区域（下水を排除すべき区域）を告示します。区域や施設の位置などの詳細は、下水道管理課で縦覧できます。

■…新たに下水道が利用できる区域

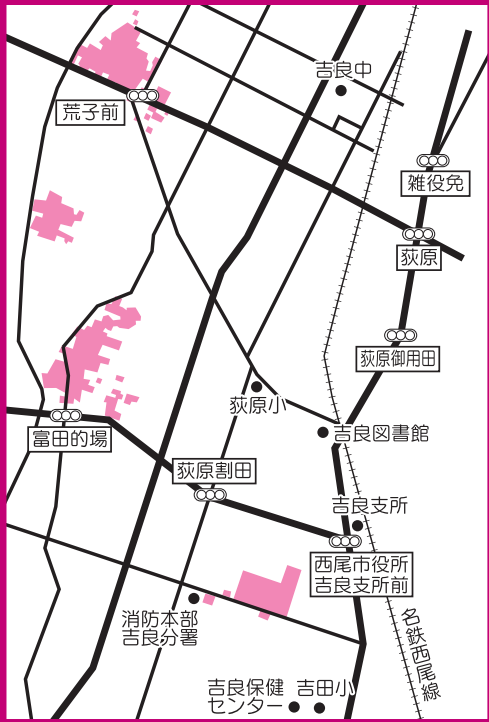
羽塚町、国森町、新在家町、住崎町、山下町、
上矢田町、富山町、楠村町の各一部



下矢田町、寺津町、巨海町の各一部



吉良町下横須賀・八幡川田・
富田・吉田・荻原の各一部



吉良町富好新田・乙川・白浜新田・
宮崎の各一部

